

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

以下のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年6月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区外部副業人材活用支援業務委託

(2) 目的

働き方改革の推進、さらにコロナ禍での雇用環境の変化から、兼業・副業ニーズが高まり、積極的に副業を解禁する企業が増加してきた。

世田谷区では、このような機会に採用支援サービス等を介して、民間の知恵や幅広い人脈、豊富なノウハウを持った多様な「外部副業人材」を公募・採用し、その知見を活用していくことで、多様化する区政課題を効果的に解決していくことを目的とする。

(3) 業務内容

提案者独自の媒体やメディア等を通じて、幅広い業種・職種の多様な専門スキルを有する優秀な人材層に世田谷区の求人情報を発信するとともに、外部副業人材の採用確定までに係る基本的なサポートを行うこと。

月1回から週1回(月4回)程度勤務、兼業・副業可能な人材6名程度の採用を想定(詳細は別紙参照)。

効果的な求人情報の記事作成及び発信

世田谷区の求人情報について、幅広い優秀な人材からの応募を促進するため、独自のネットワークやノウハウを活用した記事を作成するほか、認知度向上を図るための手法、企画について提案すること。

人材選考に係る採用支援

求人応募者の書類選考、面接、内定承諾に至るまでの効率的・効果的な採用支援について提案すること。

ただし、求人応募者の書類選考、面接、内定承諾そのものは世田谷区が行う。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和6～7年度についても同等の人材確保に関しての新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されているか、同等の条件を満たしていること。なお、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
履歴事項全部証明書
税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
税務署が発行する法人事業税
財務諸表（過去2年間）
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 外部副業人材の募集・採用に係る支援の実績があること（官公庁、地方自治体以外の受託実績含む）。
- (6) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を取得していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 審査方法

- (1) 提案内容を合議により審査するため、審査委員会を設置する。
- (2) 会社名を伏せ匿名とし、提案書と見積書を基に審査委員会にて総合的に審査を行う。
- (3) 審査を行う上で、疑問点や確認事項が生じた場合には、担当者より該当する応募事業者に照会し、担当者が回答を受け、審査者に報告する。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。
事業目的と効果、事業概要について
本事業の実施目的と期待される効果を十分理解して、一体的な実施事業を提案しているか。
業務運用方針
業務の内容が要件に適合し、世田谷区にとって有効なものであるとともに、その運用方針及び実施方法は現実的なものか。外部副業人材の採用に向けた実績が期待できるか。
 - ・ 求人情報の記事構築
求人内容が分かりやすく、内容が的確であるか、またコンテンツの基本機能について、応募者が利用しやすい機能となっているか。

インターネット上でのアクセス数が十分であるか、またアクセス数向上に向けた取り組みが、適切になされているか。

・人材選考に係る採用支援

事業内容は的確で、効率的・効果的な採用支援を実施する内容に関する提案が具体的か。

業務処理について

業務処理の流れは明確で、あらゆる場面で受託事業者が責任をもって処理する仕組みになっているか。

情報システムの安全性について

情報システムは安全性の高いものであり、個人情報保護対策は適切か。

スケジュールについて

事業実施スケジュールは具体的で明確なものか。

事業実施できる体制を組んでいるか

事業部門の設定は適切で、業務に漏れがなく、また責任者の業務履歴は事業内容にあったものであるか。

その他（独自の提案、特にPRしたい点など）

(2) 経営状態は健全であり、本事業の受託に堪えられるものであるか。

(3) 過去の事業実績について

(4) 見積りの金額、内容は妥当なものであるか。

6 手続き等

(1) 担当部課

総務部人事課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎5階50番窓口

電話 03-5432-2101 FAX 03-5432-3009

電子メール SEA02026@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間 令和5年6月16日(金)～6月30日(金)

交付場所 上記(1)窓口にて交付(ホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限 令和5年6月30日(金)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口へ持参または郵送

郵送等による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けない。

(4) 質問の提出期限及び提出方法、回答方法

提出期限 令和5年7月14日(金)午後5時まで(必着)

提出方法 上記(1)担当部課へ電子メールによる

回答方法 令和5年7月20日(木)

参加表明書を提出した事業者すべてにメールで回答

(5) 提案書の提出期限及び提出場所

提出期限 令和5年8月4日(金)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)へ持参又は郵送(書留郵便に限る)。郵送による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けない。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、区が必要と認める専門性の高い業務についてはその限りでない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6の(1)に同じ

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(9) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(10) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(11) 詳細は提案要求説明書による。

(12) 本案件は、令和5年度の提案限度額は1,100,000円(税込み)としている。